

平成30年5月2日

## 平成30年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立南秋留小学校  
校長 中 島 靖 二

### 1 いじめ防止に関する基本的な方針

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめのない学校をつくる。

#### (2) いじめの定義

児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 特別支援教育の推進を図り、児童一人一人を大切にされた指導をとおして、児童の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係機関と連携した取組を推進し、協力しながらいじめ防止にあたる。

### 2 組織（4つの段階との関連）

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、担任、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「学校いじめ対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- 重大事態が発生した場合には、上記「学校いじめ対策委員会」に教育委員会関係者や警察等を加えた「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

### 3 いじめ防止のための具体的な取組

#### (1) 前年度の取組の評価

##### ア 前年度の「いじめ」の実態

- ・「いじめ」の件数 いじめの認知件数 5件
- ・「いじめ」に対する指導状況（解決済みも含む）  
いじめの認知件数 5件に対して、解決した件数 4件（そのうち見守り中1件）  
学校いじめ対策基本方針を全教職員が理解のもと指導の徹底を図っている。
- ・子供たちの人間関係  
学校評価の児童アンケート「思いやりの気持ちをもって、友達と仲よく生活している」項目について、肯定的に回答した児童の割合は92.0%である。
- ・子供たちのトラブルを解決するためのコミュニケーション能力等の状況  
学校評価の児童アンケート「友達や親、知り合いにしっかりとあいさつしている」項目

## イ 前年度の取組の成果及び課題

### ・継続すべき取組とその理由

いじめの未然防止、早期発見を重視した取組の充実を図るために、全学級における道徳の時間を要とした思いやりの心の育成、定期的なアンケート調査の実施、定期的な校内委員会の実施と教職員の密な情報共有による学校組織体制の構築等に取り組む。

### ・追加すべき取組とその背景

実感を伴った心の教育を積極的に推進するため、あいさつ運動のさらなる充実と児童会を中心としたいじめについて児童自らが主体的に考える活動の充実を図る。

### ・SNS「東京ルール」等に基づいた取組の現時点での状況

保護者会、学校便り等での保護者への周知・啓発とセーフティ教室でのSNSの安全な使用方法と留意事項の指導

## (2) 未然防止

- ・いじめ撲滅三原則の徹底
- ・学級経営の取組（居場所づくり、自己有用感の育成等）
- ・道徳教育、人権教育、情報教育（インターネットの利用）等での取組
- ・各教科等での取組、体験活動の充実
- ・児童会・生徒会等の特別活動の取組
- ・SOSの出し方に関する授業を5年生を中心に体育科（保健）の授業で取り組む。
- ・月1回の「いじめについて考える日」、年3回以上の「いじめに関する授業」（学期始め）の実施
- ・週1回の学年会、月1回の校内委員会の実施とスクールカウンセラーや組織の関わり
- ・保護者や地域と連携した取組

## (3) 早期発見

- ・年3回のふれあい月間の取組（アンケートの活用、面談）
- ・SCによる全員面接（小学5年）の取組
- ・学級集団アセスメントの実施
- ・日記、相談箱等の活用
- ・教職員間の情報共有の取組（管理職への報告）
- ・保護者・地域との連携、相談体制の整備及び保護者・地域への啓発
- ・毎週水曜日の生活指導朝会での学年児童の状況報告

## 4 早期対応

- ・いじめの判断（事実の確認、定義との比較）
- ・初期対応
- ・被害児童、加害児童への対応（懲戒）
- ・被害児童の保護者、加害児童の保護者への対応
- ・警察への通報及び教育委員会への報告

## 5 重大事態への対処

- ・教育委員会、関係諸機関（警察等）への報告、連携
- ・いじめ調査委員会による再度の状況把握、事実確認
- ・関係保護者への対応（臨時保護者会等）

## 6 その他

### (1) 評価について

- 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的を実施し、「学校いじめ対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。



### (2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- 「学校いじめ対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施する。
- 職員会議で毎回テーマを決めた管理職による講話や学年ごとに協議をする場を設定する。
- 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営の方法やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導する。

### (3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
- 年4回の保護者会にて情報交換を行う。
- 個人面談で児童の様子を聞き取る。
- 道徳授業地区公開講座を1月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。

(4) 学校いじめ対策委員会を中心とした年間計画

月	教員・S Cの取組	児童会の取組	保護者・地域との連携	教員研修 評価	学校行事
4	いじめに対する学年・学級での指導 	いじめに対する取組の話し合い	いじめ対策の説明【保護者会】		保護者会
5	S Cによる全員面接				運動会
6	ふれあい月間（アンケートや個別面談） 	いじめに対する取組	保護者会での情報交換		個人面談
7		「いじめをなくそう」子ども会議	学校評議員会での取組の説明	取組アンケート実施(1)	保護者会
8					
9	学期はじめのいじめに対する学年・学級での指導	いじめに対する取組の話し合い			
10		児童会によるいじめの未然防止に対する活動			セーフティ教室
11	ふれあい月間（アンケートや個別面談）		保護者会での情報交換		保護者会
12			学校評議員会での取組の説明	取組アンケート実施(2)	
1	学期はじめのいじめに対する学年・学級での指導	いじめに対する取組の話し合い			道徳授業地区公開講座
2	ふれあい月間（アンケートや個別面談）	児童会によるいじめの未然防止に対する活動	保護者会での情報交換		保護者会
3			学校評議員会での取組の説明	取組アンケート実施(3)	

※ 学校行事については、思いやりの心の醸成等、いじめの未然防止に係ると考えられるものを記入する。